

# 女性活躍推進法に係る 特定事業主行動計画



幕 別 町 長

幕別町議会議長

幕別町代表監査委員

幕別町選挙管理委員会

幕別町農業委員会

幕別町教育委員会

令和 4 年 3 月

## 1 はじめに

平成27年9月4日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」といいます。）が公布されました。

この法律では「自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要である。」とし、「女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力のある社会を実現する。」ことを目的としています。

幕別町においても、女性活躍推進法の規定を受け、平成28年3月に「女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画」を策定し、各種施策を推進してきたところですが、平成28年度から令和2年度までの前期計画期間の満了に伴い、令和3年度から令和7年度までの後期計画を策定し、更なる取組みを進めるものです。

## 2 計画期間

平成28年度から令和2年度までの前期行動計画に引き続く、令和3年度から令和7年度までを後期行動計画の期間とします。

## 3 状況把握及び分析の期間及び時点

期間をもって状況把握する項目については令和2年度を、時点をもって把握すべき項目については令和2年4月1日を、その期間及び時点としています。

## 4 具体的な内容

### (1) 女性職員の採用割合と継続勤続年数の男女差

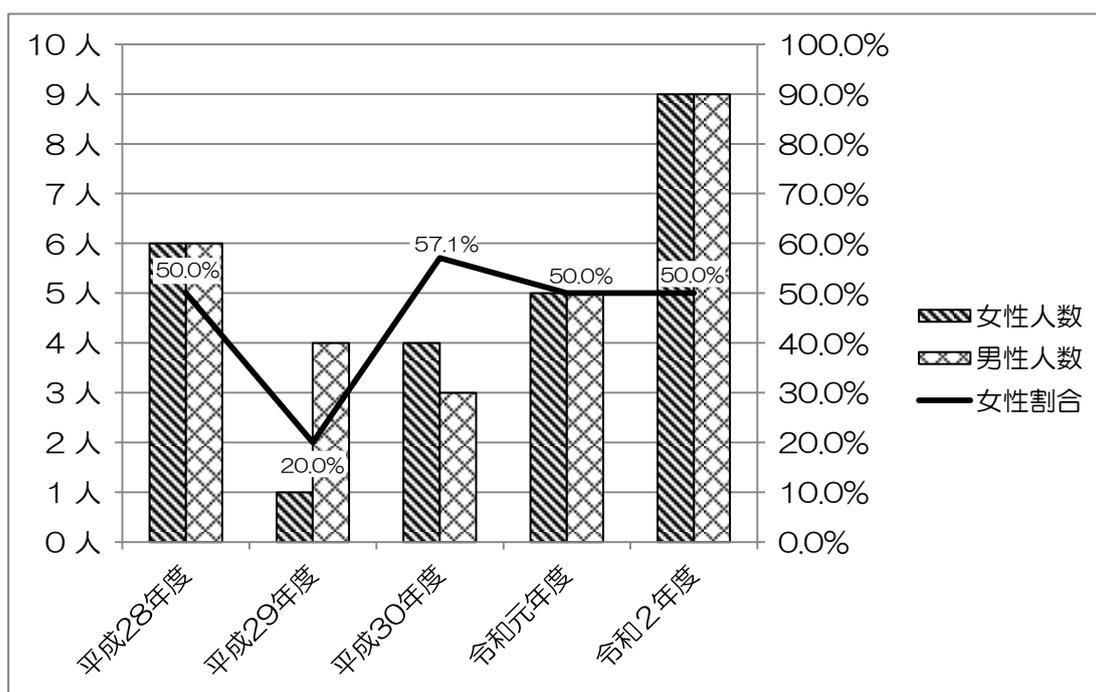
令和2年度における採用者は、採用者総数18人のうち、男性9人、女性9人で、採用者全体に女性の占める割合は、50.0%となっています。

職員全体に占める女性割合は35.2%と、前期計画期間初年度の平成28年度の34.9%と比較してもほぼ横ばいで推移しています。

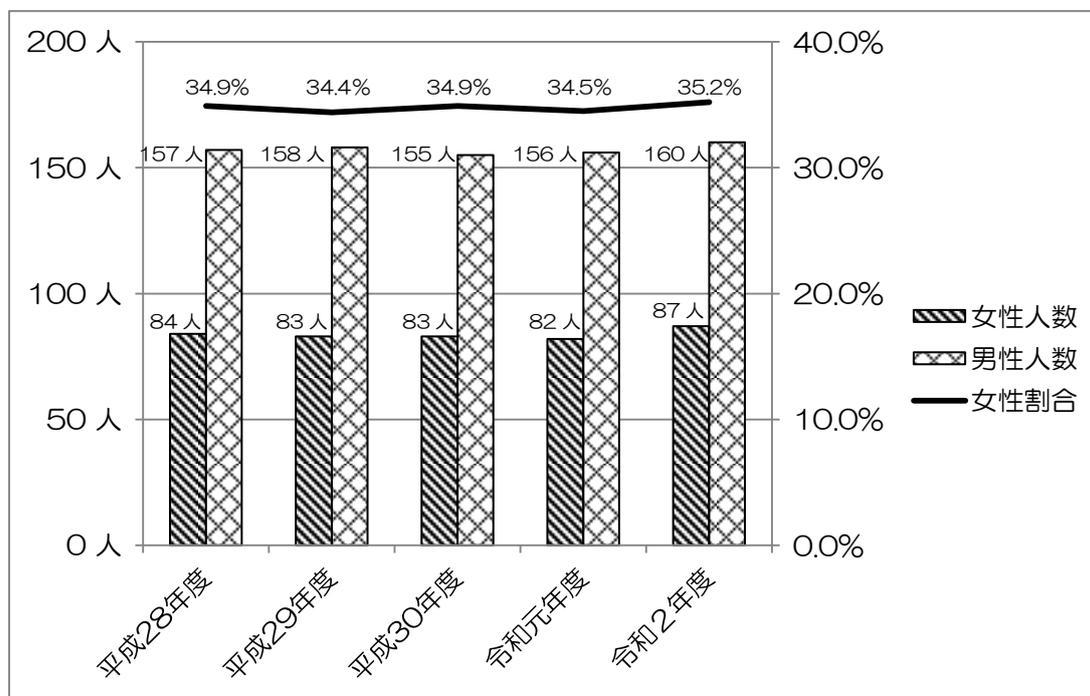
また、幕別町における全職員の平均在職年数17.6年のうち、男性は18.9年、女性は15.3年となっています。

本町においては、公平公正な職員の採用を実施していますが、採用時の女性割合についても、これまで以上に男女間での偏りがないよう、更には女性職員がその能力を十分に発揮し、長く活躍できるように、職員個々が経験を積み重ねることができる人事配置を行い、職員全体における男女比にも配慮をした職員採用に努めてまいります。

[採用職員に占める女性割合]



[全職員における女性割合]



## (2) 時間外勤務の状況

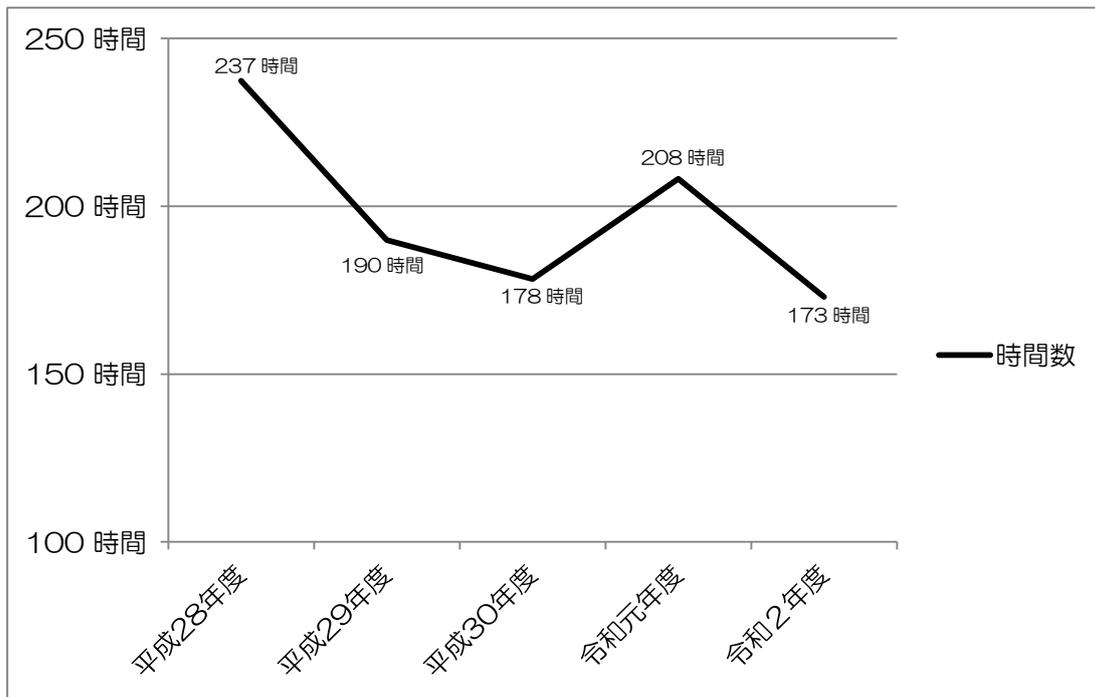
令和2年度決算における時間外勤務の状況については、年間通しての1人当たりの平均時間外勤務時間数は173時間です。

また、令和3年1月から、職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則において、時間外勤務時間数の上限を設けたところですが、令和3年1月、2月及び3月において、延べ7人の職員が上限を超えた状況です。

過度な時間外勤務は、職員の健康管理はもとより、職員のワークライフバランスの観点からも好ましいものではないことから、本町においては、第4次行政改革大綱推進計画の前期計画に掲げる職員1人当たりの年間平均時間外勤務時間数180時間を目標に、定例的・恒常的な事務処理のマニュアル化並びにグループウェア及び庁舎内放送によるノー残業デーの周知を進

めてきたところですが、今後も、同様の取組みを進め、時間外勤務の削減に努めてまいります。

[職員 1 人当たりの年間平均時間外勤務時間数]



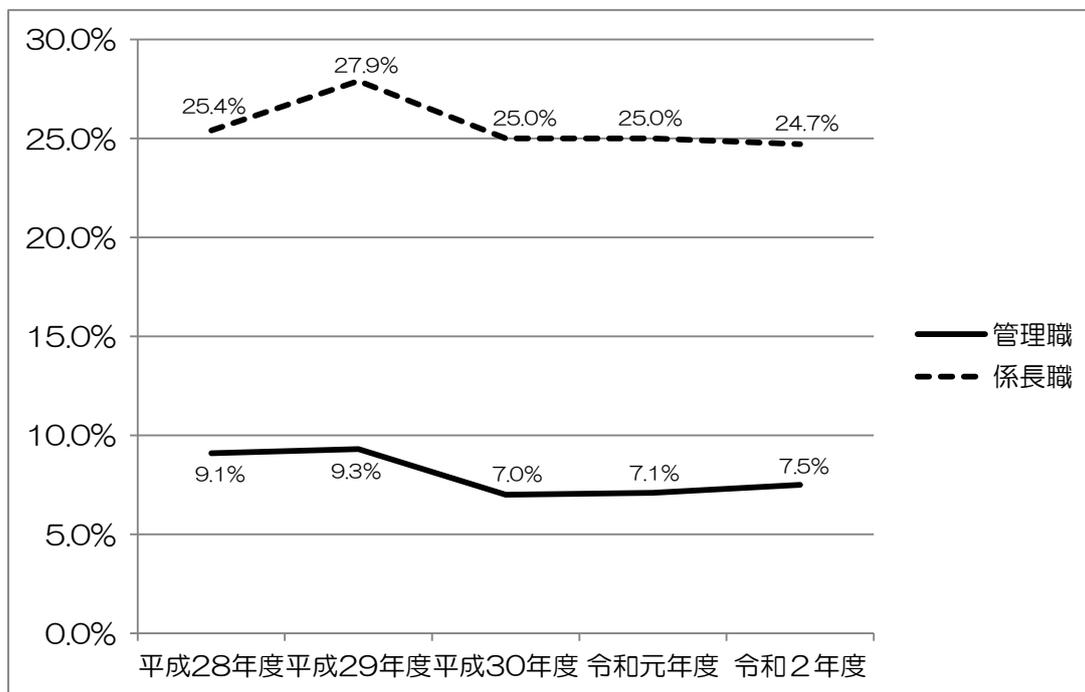
### (3) 管理職に占める女性の割合・各役職段階の職員の女性の割合

令和2年4月1日時点で、全職員数247人中、管理職（部長職、課長職、主幹職）は、40人でしたが、うち女性は3人（課長職3人）で管理職全体に占める女性の割合は、7.5%となっています。

平成18年の忠類村との合併時には女性管理職の割合は0%、係長職の割合は23.0%でしたが、前期計画期間において女性管理職の割合は7.0%から9.3%まで、係長職の割合は24.7%から27.9%までで推移しています。

今後においても、男女を問わず、本人の意欲と能力に基づく任用に取り組んでまいります。

[管理職等に占める女性割合]



※ 管理職の令和元年度から令和2年度にかけての伸び率は5.6%、係長職は△1.2%となっている。

#### (4) 男性の育児参加と男女別の育児休業等の取得率

令和2年度中に新たに育児休業の要件を満たした女性職員は2人で、それぞれ、18か月、22か月の育児休業を取得しており、前期計画期間中も女性職員は対象者全員が育児休業を取得しています。

一方、男性職員は、平成29年度に新たに育児休業の取得要件を満たした4人のうち1人が本町で初めて3か月の育児休業を取得しています。

また、令和3年度に新たに育児休業の取得要件を満たした男性職員は7人おり、うち1人が9か月の育児休業を取得しています。

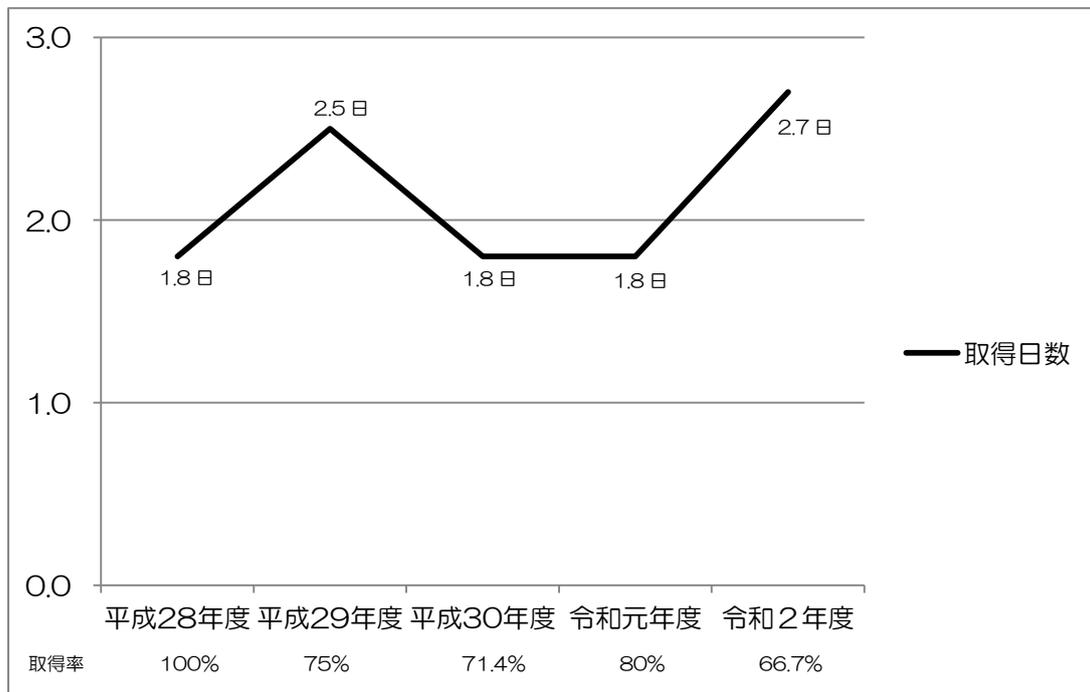
幕別町においては、男性職員が子どもの出生時に休暇を取ることができる制度が二つあります。一つは配偶者出産休暇、もう一つは育児参加休暇です。

配偶者出産休暇については、令和2年度中に子どもの生まれた男性職員の取得率は66.7%で、取得できる日数（3日以内）に対し、平均2.7日を取得しています。

育児参加休暇については、配偶者の出産予定日の8週間前から出産後8週間の間に、小学校就学前の子を養育する際に取得することができますが、令和2年度中の取得実績はありません。

本町においては、グループウェアの活用により育児休業等の制度の周知を図り、職場全体の意識改革や、男性が育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成し、特に、育児休業取得率は、取得要件を満たした職員のうち、女性は引き続き100%を、男性は30%を目標として取り組んでまいります。

[配偶者出産休暇の取得日数(取得者の内)]



##### (5) ハラスメント対策の整備状況

令和2年度に幕別町ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、あらゆるハラスメントの防止に努めています。

今後においても、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対する啓発や研修を行ってまいります。

## 5 おわりに

今後、少子高齢化が進んでいく社会において、職員が、家事や育児、介護等によって仕事に制約を抱えざるを得ないことが想定されます。職場における性別役割分担意識を解消し、家事・育児・介護等を職員自身の経験値として身につけていくことは、女性職員のみならず、男性職員にとっても有益なことです。

本町では、性別や年代にとらわれることなく、全職員が自分のライフステージにあわせて、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた生活をする事ができる職場づくりをめざし、もって、町民サービスの向上に寄与するため、この計画に沿って行動し、実施状況について分析をし、幕別町のホームページにおいて公表してまいります。